

ID: 619

担当部署: 町民生活課

| | | | |
|--|----------------|----------------|-------|
| 処分の概要 | 闘争・泥酔等の場合の給付制限 | | |
| 法令名 根拠条項 | 国民健康保険法 第61条 | | |
| 法令番号 | 昭和33年法律第192号 | | |
| 【基準】 法第61条の規定による。 第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |